

議会運営委員会の概要

1 議事日程第6号について

- ・議事調査課長から、別紙「会議順序表」により本日の議事日程等の説明があり、了承された。

2 第2回政策提言会議の開催について

- ・政策調査室長から、別紙「第2回政策提言会議の開催について（案）」により説明があり、了承された。

3 その他

(1) 山形県議会危機管理マニュアルの改訂について

- ・志田議長から、危機管理マニュアル策定委員会から検討結果報告書の提出があった旨の報告の後、事務局次長から、別紙「山形県議会危機管理マニュアル（第二版）（案）」により概要についての説明があり、危機管理マニュアルを改訂することが了承された。

(2) 山形県議会危機管理マニュアル策定委員会の協議終了について

- ・事務局次長から、2月28日の危機管理マニュアル策定委員会において協議の終了が決定された旨報告があり、同委員会を廃止することが了承された。

4 次回議運開催日時

3月14日（水） 午前10時

5 本日の開議時刻

議会運営委員会終了後、直ちに開議することが決定された。

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

平成 30 年 3 月 7 日 (水)

午 前 10 時

- 1 議事日程第 6 号について

- 2 第 2 回政策提言会議の開催について

- 3 その他

- 4 次回議運開催日時
3 月 14 日 (水) 午前 10 時

- 5 本日の開議時刻

会 議 順 序 表

[議事日程第6号]

平成30年3月7日(水)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法
1	○ 議会運営委員会 (議事日程第6号、その他)	
2	< 開 議 > ○ 予算特別委員会の報告について	
3	○ 議案上程・常任委員会付託 (議第31号から議第95号までの65件) < 散 会 >	

議 事 日 程 (第 6 号)

平成30年3月7日(水) 午前10時開議

- 第 1 予算特別委員会の報告について
- 第 2 議第31号 平成30年度山形県一般会計予算
- 第 3 議第32号 平成30年度山形県公債管理特別会計予算
- 第 4 議第33号 平成30年度山形県市町村振興資金特別会計予算
- 第 5 議第34号 平成30年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第 6 議第35号 平成30年度山形県国民健康保険特別会計予算
- 第 7 議第36号 平成30年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 第 8 議第37号 平成30年度山形県土地取得事業特別会計予算
- 第 9 議第38号 平成30年度山形県農業改良資金特別会計予算
- 第 10 議第39号 平成30年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 第 11 議第40号 平成30年度山形県林業改善資金特別会計予算
- 第 12 議第41号 平成30年度山形県流域下水道事業特別会計予算
- 第 13 議第42号 平成30年度山形県港湾整備事業特別会計予算
- 第 14 議第43号 平成30年度山形県電気事業会計予算
- 第 15 議第44号 平成30年度山形県工業用水道事業会計予算
- 第 16 議第45号 平成30年度山形県公営企業資産運用事業会計予算
- 第 17 議第46号 平成30年度山形県水道用水供給事業会計予算
- 第 18 議第47号 平成30年度山形県病院事業会計予算
- 第 19 議第48号 山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 20 議第49号 特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 21 議第50号 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第 22 議第51号 知事等及び職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例の設定について
- 第 23 議第52号 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の設定について
- 第 24 議第53号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 25 議第54号 山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 26 議第55号 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 27 議第56号 山形県自然環境保全条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 28 議第57号 旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 29 議第58号 山形県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 30 議第59号 山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 31 議第60号 山形県国民健康保険広域化等支援基金条例等を廃止する条例の設定について

- 第 32 議第61号 山形県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 33 議第62号 山形県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 34 議第63号 山形県国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 35 議第64号 山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 36 議第65号 山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 37 議第66号 医療法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 38 議第67号 みんなで取り組む健康長寿県やまがた推進条例の設定について
- 第 39 議第68号 山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の設定について
- 第 40 議第69号 山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例の設定について
- 第 41 議第70号 山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 42 議第71号 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 43 議第72号 山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 44 議第73号 山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 45 議第74号 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 46 議第75号 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 47 議第76号 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 48 議第77号 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 49 議第78号 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 50 議第79号 山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 51 議第80号 山形県産業創造支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 52 議第81号 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 53 議第82号 山形県文化基本条例の設定について
- 第 54 議第83号 山形県総合文化芸術館条例の設定について
- 第 55 議第84号 山形県主要農作物種子法の実施に関する条例を廃止する条例の設定について
- 第 56 議第85号 山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

- | | | |
|------|-------|--|
| 第 57 | 議第86号 | 山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 58 | 議第87号 | 山形県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 59 | 議第88号 | 山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 60 | 議第89号 | 山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 61 | 議第90号 | 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 62 | 議第91号 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 63 | 議第92号 | 山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 64 | 議第93号 | 包括外部監査契約の締結について |
| 第 65 | 議第94号 | 県が売買契約を締結した土地の所有権に係る訴え提起前の和解について |
| 第 66 | 議第95号 | 県が売買契約を締結した土地の所有権に係る訴え提起前の和解について |

常 任 委 員 会 付 託 表

(平成30年2月定例会)

委員会名	件 名
総 務	議第31号 平成30年度山形県一般会計予算中 1 第1条第1表 歳入歳出予算中 歳入全部、歳出 第1款議会費、第2款総務費ただし第2項の一部を除く、第3款民生費第4項、第4款衛生費第1項の一部及び第2項の一部、第6款農林水産業費第1項の一部、第7款商工費第2項の一部、第9款警察費第1項の一部、第10款教育費第1項の一部及び第6項の一部、第12款公債費、第13款諸支出金ただし第2項を除く、第14款予備費 2 第2条第2表 債務負担行為中 県庁舎屋上防水及び外壁等改修工事請負契約から情報系パソコン基本ソフト更新業務委託契約まで及び共通稼働基盤への移行等に伴う財務会計システム構築業務委託契約 3 第3条第3表 地方債
	議第32号 平成30年度山形県公債管理特別会計予算
	議第33号 平成30年度山形県市町村振興資金特別会計予算
	議第48号 山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例の設定について
	議第49号 特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
	議第50号 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
	議第51号 知事等及び職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例の設定について
	議第52号 知事等及び職員の給与の特例に関する条例の設定について
	議第53号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について中 第2条第1項第29号、第31号、第32号、第35号、第37号、第38号、第75号、第103号及び附則中施行期日の該当部分
	議第54号 山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議第55号 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議第57号 旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について
	議第58号 山形県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
	議第93号 包括外部監査契約の締結について
	文教公安

	<p>議第53号 ド工事請負契約から山形警第28号職員アパート賃貸借契約まで山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について中第2条第1項第48号、第435号、第437号、第447号、第453号、第455号から第457号まで、第467号、第471号、第473号、第474号、第477号、第478号、同条第2項及び附則中施行期日の該当部分</p> <p>議第90号 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第91号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について</p>
厚生環境	<p>議第31号 平成30年度山形県一般会計予算中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算中 歳出 第2款総務費第2項の一部、第3款民生費ただし第4項を除く、第4款衛生費ただし第1項の一部及び第2項の一部を除く、第6款農林水産業費第4項の一部、第10款教育費第1項の一部及び第6項の一部、第13款諸支出金第2項</p> <p>2 第2条第2表 債務負担行為中 風況調査事業</p> <p>議第34号 平成30年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算</p> <p>議第35号 平成30年度山形県国民健康保険特別会計予算</p> <p>議第47号 平成30年度山形県病院事業会計予算</p> <p>議第53号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について中第2条第1項第124号、第139号、第230号、第231号及び附則中施行期日の該当部分</p> <p>議第56号 山形県自然環境保全条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第59号 山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第60号 山形県国民健康保険広域化等支援基金条例等を廃止する条例の設定について</p> <p>議第61号 山形県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第62号 山形県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第63号 山形県国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第64号 山形県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第65号 山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第66号 医療法施行条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第67号 みんなで取り組む健康長寿県やまがた推進条例の設定について</p> <p>議第68号 山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の設定について</p> <p>議第69号 山形県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例の設定について</p>

	議第70号	山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議第71号	山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議第72号	山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議第73号	山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議第74号	山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議第75号	山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議第76号	山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議第77号	山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議第78号	山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議第79号	山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議第92号	山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
農林水産	議第31号	平成30年度山形県一般会計予算中 1 第1条第1表 歳入歳出予算中 歳出 第6款農林水産業費ただし第1項の一部及び第4項の一部を除く、第11款災害復旧費第1項及び第2項の一部 2 第2条第2表 債務負担行為中 農業近代化資金利子補給から東京オリンピック・パラリンピック木材供給事業まで
	議第38号	平成30年度山形県農業改良資金特別会計予算
	議第39号	平成30年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算
	議第40号	平成30年度山形県林業改善資金特別会計予算
	議第84号	山形県主要農作物種子法の実施に関する条例を廃止する条例の設定について
	議第85号	山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
商工労働 観 光	議第31号	平成30年度山形県一般会計予算中 1 第1条第1表 歳入歳出予算中 歳出 第2款総務費第2項の一部、第5款労働費、第6款農林水産業費第1項の一部、第7款商工費ただし第2項の一部を除く 2 第2条第2表 債務負担行為中 公益財団法人山形県企業振興公社に対する損失補償から山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）管

	<p>理運營業務まで</p> <p>議第36号 平成30年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算</p> <p>議第37号 平成30年度山形県土地取得事業特別会計予算</p> <p>議第80号 山形県産業創造支援センター条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第81号 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第82号 山形県文化基本条例の設定について</p> <p>議第83号 山形県総合文化芸術館条例の設定について</p>
建設	<p>議第31号 平成30年度山形県一般会計予算中</p> <p>1 第1条第1表 歳入歳出予算中 歳出 第2款総務費第2項の一部、第8款土木費、第11款災害復旧費ただし第1項及び第2項の一部を除く</p> <p>2 第2条第2表 債務負担行為中 建設事業情報総合管理システム稼働基盤に係る機器等及びデータセンター賃貸借契約から山形の家づくり利子補給まで</p> <p>議第41号 平成30年度山形県流域下水道事業特別会計予算</p> <p>議第42号 平成30年度山形県港湾整備事業特別会計予算</p> <p>議第43号 平成30年度山形県電気事業会計予算</p> <p>議第44号 平成30年度山形県工業用水道事業会計予算</p> <p>議第45号 平成30年度山形県公営企業資産運用事業会計予算</p> <p>議第46号 平成30年度山形県水道用水供給事業会計予算</p> <p>議第53号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について中 第2条第1項第253号、第254号、第361号、第364号、第369号、第384号、第386号及び附則中施行期日の該当部分</p> <p>議第86号 山形県屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第87号 山形県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第88号 山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第89号 山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議第94号 県が売買契約を締結した土地の所有権に係る訴え提起前の和解について</p> <p>議第95号 県が売買契約を締結した土地の所有権に係る訴え提起前の和解について</p>

第2回政策提言会議の開催について（案）

日 時 平成30年3月14日（水） 常任委員会終了後

会 場 予算特別委員会室

協議事項

- （1）平成29年度の議会政策提言について
- （2）平成29年度の議会政策提言書の知事手交について

(案)

山形県議会

危機管理マニュアル



平成29年12月 第一版

平成30年 3月 第二版

山形県議会

平成28年4月に発生した熊本地震や、同年8月の台風10号による北海道と岩手県における記録的大雨、更には昨年7月の九州北部豪雨など、近年、全国各地で地震や集中豪雨による大規模災害が相次いでいる。また、昨年11月には、北朝鮮が同年16回目となるミサイル発射実験を行うなど、国際情勢も緊迫の度を強めている。

このような中、県議会が、県民の代表者からなる議事機関として、県の意思の決定や県政の監視・評価、国等に対する意見の表明などの役割を、危機発生時においても、しっかりと担っていくためには、大規模災害発生時等の県議会の対応等についてあらかじめ定めておくことが極めて重要である。

こうしたことから、平成29年12月18日、議員の安否確認方法や会議開閉のルール、緊急の会派協議会の開催等、危機発生時における初動対応の基本的な部分について定めた「山形県議会危機管理マニュアル（第一版）」を策定した。

更に、引き続き、山形県議会危機管理マニュアル策定委員会において、山形県議会危機管理委員会（仮称）の設置や災害時における議員活動の基本原則などについて検討を重ね、今般、委員会における検討結果を踏まえ、「山形県議会危機管理マニュアル（第二版）」として取りまとめたところである。

議員及び事務局においては、本マニュアルの趣旨を十分に理解し、危機発生時においても、県議会がその機能を十分に発揮できるよう、平素より危機管理意識を高く持つとともに、危機対応力の向上に努めるようお願いしたい。

平成30年3月7日

山形県議会議長 志田 英紀

【 目 次 】

はじめに

- 1 山形県議会危機管理マニュアルについて…………… 1
- 2 災害時の初動対応におけるポイント…………… 1
- 3 災害時における初動対応のイメージ…………… 2

災害時における議員活動の基本原則…………… 3

第1章 災害時の議会活動

- 1 災害発生時・発生直後
 - (1) 議員の安否確認…………… 4
 - (2) 会議開閉のルール…………… 5
 - ① 災害等発生直後の対応
 - ② 議会継続等の判断
 - ③ 再開等の判断
- 2 災害等に係る情報の収集…………… 9
- 3 県議会としての対応決定まで
 - (1) 緊急の会派協議会の開催……………10
 - (2) 緊急の会派協議会等における職務代理……………12
- 4 県議会としての対応決定後
 - (1) 危機管理委員会の開催……………13

第2章 災害への備え

- 1 予備議場の確保……………15
- 2 緊急通行車両の確認証明……………16
- 3 定期的な訓練の実施……………17

はじめに

1 山形県議会危機管理マニュアルについて

(1) 目的

本県において災害が発生した場合における県議会及び議員の対応について、必要な事項を定めることにより、災害発生時における適切な初動対応に資することを目的とする。

(2) 構成

災害時における県議会及び議員の活動について、①災害発生時・災害発生直後、②県議会としての対応決定まで、③県議会としての対応決定後の3段階に分けて整理する。

(3) 対象とする災害

地震の発生時を基本として作成し、地震以外の災害（津波の発生、台風や豪雨などによる風水害、ミサイル発射等）が発生した場合には、このマニュアルに準じて対応する。

2 災害時の初動対応におけるポイント

(1) 議員の安否確認

県内で震度5弱以上の地震が観測された場合、議員は、安否確認システム、電話、ファクシミリ、電子メール等いずれかの通信手段により、事務局へ自らの安否を報告することとし、事務局からの安否確認と併せ、双方向の安否確認を行う。

(2) 会議開閉のルール

大規模災害等が発生した場合には、議員及び執行部の安全を最優先とし、会派協議会・議会運営委員会で対応を協議し、適切かつ柔軟な議会運営を行う。

(3) 災害等に係る情報の収集

県災害対策本部の本部員会議が開催される場合、事務局が出席して情報を収集するとともに、収集した情報等については、電子メールやファクシミリ等複数の連絡手段により、事務局から議員に伝達する。

(4) 会派協議会の自動招集

県内で震度6弱以上の地震が観測された場合、地震発生翌々の午後1時に会派協議会を自動的に開催することにより、電話等の通信手段が不通となった場合においても、当面の災害に係る議会活動についての方針を決定する場を速やかに確保する。

(5) 危機管理委員会の開催

常設の「山形県議会危機管理委員会」(仮称)を設置し、災害発生時において、執行部における災害対応の確認、当面の県議会としての対応の協議、執行部への提言等を行う。

3 災害時における初動対応

	本会議・委員会開会中	左記以外
災害発生時 ・災害発生直後 (24時間以内)	災害等発生直後の対応……p. 4 議会継続等の判断……p. 4 再開等の判断……p. 5	議員の安否確認……p. 4
県議会としての 対応決定まで (72時間以内)		災害等に係る情報の収集…p. 9 (情報収集は対応決定後も継続) 緊急の会派協議会の開催…p. 10
県議会としての 対応決定後	危機管理委員会の開催……p. 13	

《参考》執行部における大規模災害発生時等の動員体制等について

県災害対策本部の設置基準

(1) 地震

県内で震度5弱以上の地震が観測された場合、災害対策本部が自動設置される。

ただし、「震度6弱以上」と、「震度5弱～5強」では、動員体制が異なる。

① 「震度6弱以上」……全職員

② 「震度5弱～5強」の場合…知事、副知事、関係部長等、各部局次長、全課(室)長、対策本部の連絡員、危機管理課と県土整備部の全職員 など

(2) 大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合

特別警報(地震以外)の発表時には、災害対策本部が自動設置され、「震度5弱～5強」の場合と同じ動員体制となる。

(3) 知事が特に必要と認めた場合

災害時における議員活動の基本原則

- 1、県民の代表として県政に携わる権能と責務を有することを深く認識し、災害発生時においても、県民全体の利益の実現を目的として行動するものとする。
- 2、全ての行動は、人命第一を基本とし、被災状況を踏まえた総合的な判断のもとに行うものとする。
- 3、議会活動（本会議、委員会における活動等）を優先しつつ、各地域においては、被害状況や必要な支援の把握その他県議会における審議等に必要な情報の収集に努めるものとする。
- 4、各地域において議員が収集した被害状況や必要な支援の情報等を踏まえ、県議会として集約のうえ、執行部へ提言するものとする。

第1章 災害時の議会活動

直 後 (24 時間以内)	対応決定まで (72 時間以内)	対応決定後	備 え
○			

1 災害発生時・災害発生直後

(1) 議員の安否確認

① 議員からの安否報告

ア 県内で震度5弱以上の地震が観測された場合、議員自ら、事務局に自身の安否情報を連絡する。

イ 事務局への連絡は、以下のいずれかの方法により行うものとする。

・ 安否確認システム

- ・ 電 話 023-630-2835, 2838, 3250
- ・ ファクシミリ 023-630-2171
- ・ 電子メール ygikaisomu@pref.yamagata.jp

② 事務局からの安否確認

議員からの安否報告と並行して、事務局から議員の固定電話、携帯電話、携帯メール等に連絡し、安否の確認を行うものとする。

<留意事項>

- ・ 議員は、災害時の連絡手段（電話番号、メールアドレス等）を、事務局に届け出てください。また、変更があった場合にも同様に届け出てください。
- ・ 迷惑メールの防止等のためメールの受信制限を設定している場合は、ドメインが「@pref.yamagata.jp」からのメールが受信できるように設定してください。

直 後 (24 時間以内)	対応決定まで (72 時間以内)	対応決定後	備 え
○			

(2) 会議開閉のルール

① 災害等発生直後の対応

Jアラート（緊急地震速報、ミサイル発射情報等）が放送された場合、及び大きな地震の揺れを感知した場合は、議長（委員長）は直ちに休憩を宣言し、各議員は、その場で身の安全を確保する。

事務局は、傍聴者等の安全を確保する。

② 議事継続等の判断

議長（委員長）は、議場（委員会室）、議員、執行部の安全等を確認し、事務局長（担当書記）と協議の上、議事を継続できるかどうかについて判断する。

ア 議場（委員会室）の安全確認

- 議長（委員長）は、議場（委員会室）の安全を目視により確認し、議場（委員会室）の安全を確保できない場合は、休憩を延長し、直ちに避難を指示する。
〔避難場所は正面玄関前〕
- 事務局は、議場（委員会室）以外の議会棟の安全確認を行い、議長（委員長）に伝達する。

イ 議員の安全確認

- 議長（委員長）は、議員が議事に参加できるか（負傷者等がいないか）を確認し、負傷者等がいる場合は、休憩を延長し、事務局に救助・救護活動を指示する。
- 事務局は、傍聴者等に負傷者等がいないかを確認し、負傷者等がいる場合は、救助・救護活動を行う。

ウ 執行部の参加確認

- 議長（委員長）は、執行部が議事に参加できるか（負傷者等はいないか、災害対策のため退席する必要があるか等）を確認し、議事に参加できない場合は、休憩を延長する。
- 事務局は、執行部の対応を確認し、議長（委員長）に伝達する。

※休憩が延長された場合は、各議員は執務室等で待機する。

直 後 (24 時間以内)	対応決定まで (72 時間以内)	対応決定後	備 え
○			

《参考：災害対策本部等の設置基準（非常配備）》

〔災害対策本部〕 県内で震度 5 弱以上地震が発生など

〔危機対策本部〕 武力攻撃事態又は緊急処理事態の発生、ミサイルの国内着弾など

〔ミサイル関係危機対策本部〕 Jアラート（ミサイル発射情報）が作動

これらの基準に該当するときは、知事ほか関係者は議場等から退席する。

③ 再開等の判断

ア 状況確認

事務局長は、次の事項等を確認し、議事を再開できる状況にあると判断した場合は、再開について、議長に具申する。また、再開不可能と判断した場合も同様とする。

- イ) 議員は議事に参加できるか（定足数は満たしているか）。
- ロ) 執行部は議事に参加できるか。（注1）
- ハ) 議場（委員会室）（代替場所を含む。）は確保できているか。（注2）

イ 会議の再開等

- イ) 休憩中、議員が議場（委員会室）に留まっている場合
議長（委員長）は、再開を宣言し、議事を継続する。
- ロ) 休憩を延長し、議員が執務室等で待機している場合
 - イ 会派協議会及び議会運営委員会（注3）を開催し、再開の可否及び再開する場合に必要な事項について協議・決定する。

＜会派協議会・議会運営委員会における協議事項（例）＞

- 再開の可否
- 再開時刻、執行部の出席範囲
- 延会（休会・会期延長）の可否
- 再開後の議事の進め方（発言中に休憩した場合の質問時間など）

注1 予定されている議事の内容により、執行部の全部又は一部の出席を求めず、議事を再開する場合がある。

注2 議場（委員会室）の代替場所については、「第2章 1 予備議場の確保」（p.15）参照。なお、議場等が使用できず代替場所も確保できない場合は、緊急措置として避難場所で議事を行う場合がある。

注3 3 特別委員会開催日の場合は、会派協議会・議会運営委員会に代えて、特別委員会正副委員長会議（正副議長及び3 特別委員会の正副委員長で構成し、座長は議長が務める。）を開催する。

直 後 (24 時間以内)	対応決定まで (72 時間以内)	対応決定後	備 え
○			

- ii 本会議（委員会）を再開し、必要な議事（議事の継続・延会（休会・会期延長）など）を行う。（注4）

注4 会議を再開せず、自然延会とする場合がある。

<議長職務代理>

議長と連絡が取れない場合や参集できない場合の議長の職務代理者については、地方自治法（以下「法」という。）の規定により、以下のとおりとする。

- ① 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたとき
副議長が議長の職務を行う。（法第106条第1項）
- ② 議長及び副議長ともに事故あるとき
臨時議長（年長の議員）のもとで、指名推選により仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。（法第106条第2項、第107条、第118条）

<考え方>

- ・緊急に議長・副議長の職務代理者（仮議長）を選任しなければならない場合として、開会日と閉会日が考えられる。
- ・開会日の場合は、会議が開かれずと定例会が流会となり、招集手続からやり直す必要が生じ、閉会日の場合は、会議を開き会期の延長を議決しなければ会期が終了し、議案は廃案となってしまうことになる。
(開会日・閉会日以外の会期中であれば、当日は延会とし、会期内で日程を調整することができる。)

<委員長職務代理>

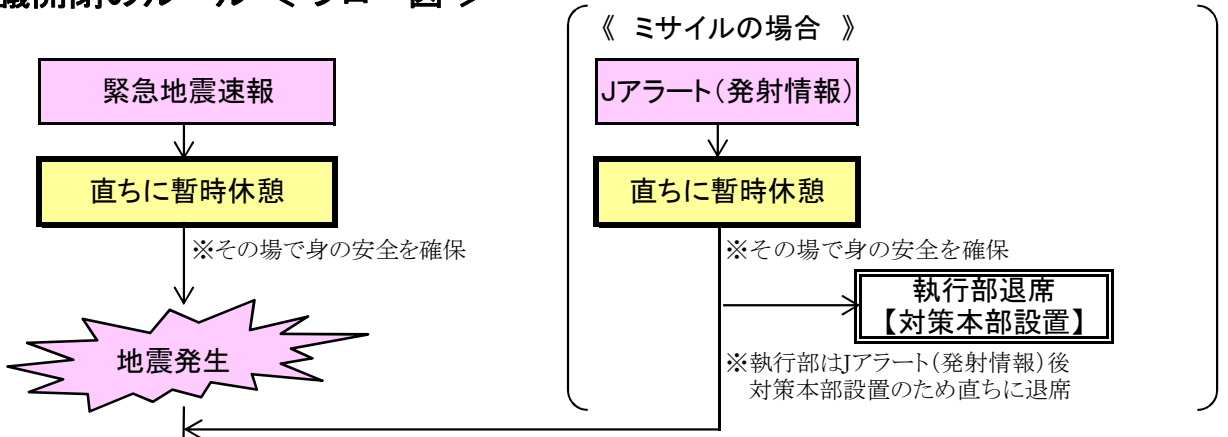
委員長と連絡が取れない場合や参集できない場合の委員長の職務代理者については、山形県議会委員会条例（以下「条例」という。）の規定により、以下のとおりとなる。

- ① 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたとき
副委員長が委員長の職務を行う。（条例第8条第1項）
- ② 委員長及び副委員長ともに事故あるとき
年長の委員が委員長の職務を行う。（条例第8条第2項）

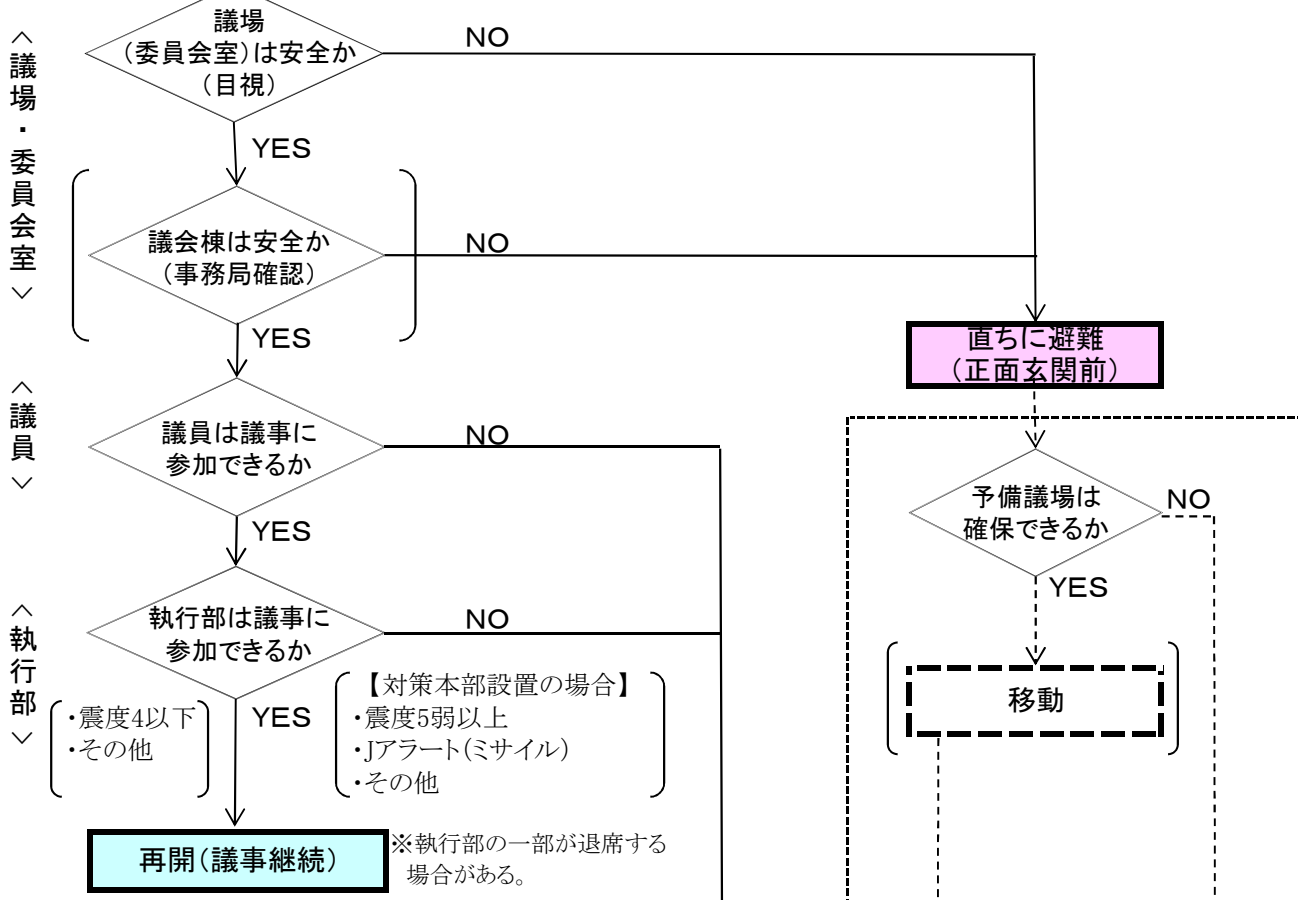
※委員会とは、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会（予算及び決算特別委員会を含む。）をいう。

会議開閉のルール < フロー図 >

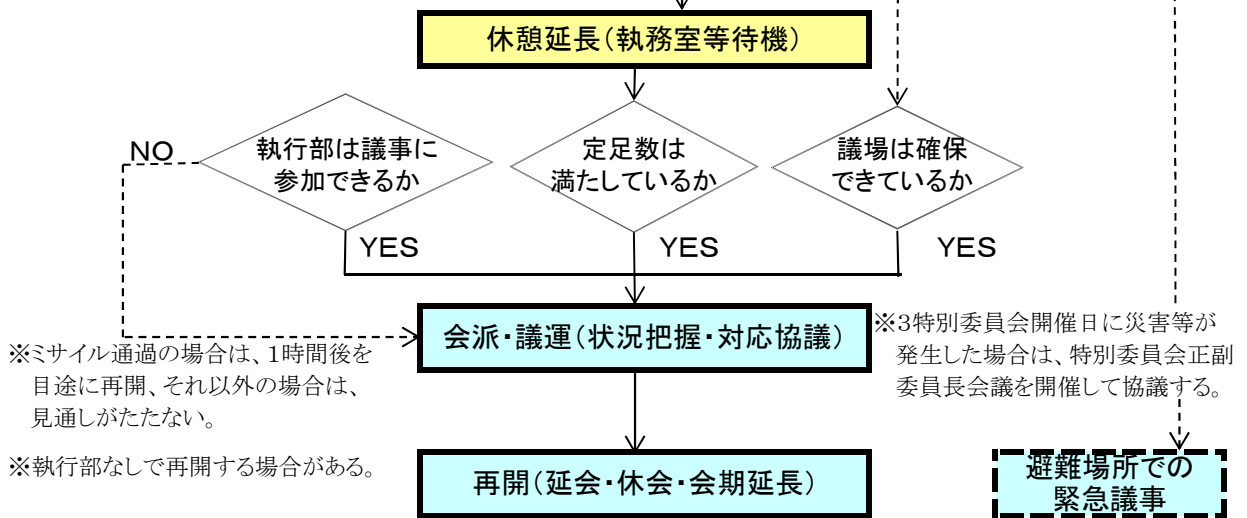
【災害等発生直後の対応】



【議事継続等の判断】



【再開等の判断】



直 後 (24 時間以内)	対応決定まで (72 時間以内)	対応決定後	備 え
	○	○	

2 災害等に係る情報の収集

(1) 情報の収集と伝達

- ① 県災害対策本部の本部員会議が開催される場合、事務局が出席して、被害状況や執行部の対応状況等の情報を収集し、速やかに議員に伝達する。
- ② 県災害対策本部から提供のあった情報については、その都度、速やかに議員に伝達する。
- ③ 上記①、②の外、事務局は、必要に応じて情報収集を行い、執行部等から情報提供があった場合には、速やかに議員に伝達する。
- ④ 危機管理委員会が開催される場合、必要に応じ、執行部に出席を要請し、被害状況や執行部の対応状況等について説明を聴取する。

(2) 情報等の伝達方法

- ① 事務局から議員への情報等の伝達については、電子メールやファクシミリ等複数の連絡手段により行うものとする。
- ② 電子メールに通信障害が発生した場合等必要に応じ、山形県議会ホームページにおいても情報提供を行うものとする。

<留意事項>

- ・ 議員は、災害時の連絡手段（電子メールアドレス、ファクシミリ番号等）を、事務局に届け出てください。また、変更があった場合にも同様に届け出てください。
- ・ 迷惑メールの防止等のためメールの受信制限を設定している場合は、ドメインが「@pref.yamagata.jp」からのメールが受信できるように設定してください。

直 後 (24 時間以内)	対応決定まで (72 時間以内)	対応決定後	備 え
	○		

3 県議会としての対応決定まで

(1) 緊急の会派協議会の開催

当面の災害に係る議会活動についての方針を決定するため、会派協議会を以下のとおり開催する。

① 県内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合

地震発生の日翌日の午後 1 時に会派協議会を自動的に開催する(※)。ただし、議会運営委員長が被害状況等を勘案し、開催日時等を変更する必要があると判断する場合又は開催する必要があると判断しない場合は、構成員へ事務局から連絡する。

※事務局は、可能な限り会派協議会の構成員への連絡を行うが、連絡がない場合であっても、構成員は自ら参集する。

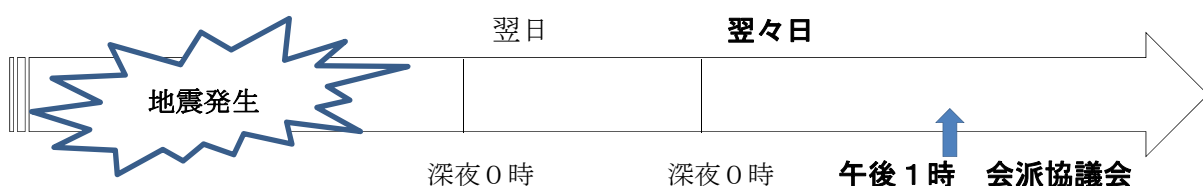
※参集のため、緊急交通路を通行する必要があるときの対応については、「第 2 章 2 緊急通行車両の確認証明」(p. 16) 参照。

② 上記以外の場合

議会運営委員長が被害状況や県災害対策本部の設置状況等を勘案し、開催する必要があると判断する場合、開催日時等について、構成員へ事務局から連絡する。

< 会派協議会における協議事項 (例) >

- 被害状況等の把握
- 執行部の対応状況
- 議会運営委員会開催の必要性について
- 危機管理委員会開催の必要性について



直 後 (24 時間以内)	対応決定まで (72 時間以内)	対応決定後	備 え
	○		

<臨時会の招集手続>

臨時会の招集手続は、法の規定により、以下のとおりとなる。なお、知事に臨時会の招集を請求する場合は、執行部における災害対応の状況等に十分配慮するものとする。

- ① 原則として議会の招集は、知事が行う。（法第101条第1項）
- ② 議長及び議員（定数の4分の1以上の者）は、会議に付議すべき事件（※）を示して、知事に臨時会の招集を請求できる。（法第101条第2項及び第3項）

※会議に付議すべき事件とは、法律上議会に付議すべき事件であること、議員に発案権があるものでなければならないと解されている。

〔会議に付議すべき事件の例：意見書の提出、特別委員会の設置など〕

また、臨時会での審議は、緊急を要する事件を除き、あらかじめ告示された付議事件についてのみ行われ、付議事件に関係のない一般質問を行うことはできないとされている。

- ③ 議長の請求のあった日から20日以内に知事が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集することができる。（法第101条第5項）
- ④ 議員の請求のあった日から20日以内に知事が臨時会を招集しないときは、議長は請求者の申出に基づき、当該申出のあった日から、10日以内に臨時会を招集しなければならない。（法第101条第6項）

直 後 (24 時間以内)	対応決定まで (72 時間以内)	対応決定後	備 え
	○		

(2) 緊急の会派協議会等における職務代理

会派協議会及び議会運営委員会の招集権者である議会運営委員長及びその代理者である副委員長と連絡が取れない場合や参集できない場合の職務代理者については、以下のとおりとする。

① 会派協議会における職務代理

ア 委員（議長及び副議長を除く。）に事故あるときは、当該委員が所属する会派から代理の委員を出席させるものとする。

なお、代理委員は、原則として議会運営委員会の委員が務めるものとし、あらかじめ会派ごとに代理する順位を定めておくものとする。

イ 委員長に事故あるときは、委員長が所属する会派の委員（代理委員も含む。）が委員長の職務を行うものとする。

② 議会運営委員会における職務代理

ア 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたとき
副委員長が委員長の職務を行う。（条例第8条第1項）

イ 委員長及び副委員長ともに事故あるとき
年長の委員が委員長の職務を行う。（条例第8条第2項）

先例49-10

議会運営委員に事故ある場合において、その所属する会派がその所属議員を出席させるときは、委員長は、会議規則第67条の規定により、委員外議員として出席要求するものとする。

直 後 (24 時間以内)	対応決定まで (72 時間以内)	対応決定後	備 え
		○	

4 県議会としての対応決定後

(1) 危機管理委員会の開催

災害発生時等における県議会の危機管理対応について協議するため、常設の協議調整の場として山形県議会危機管理委員会（仮称）を設置し、災害発生時には、緊急の会派協議会、議会運営委員会の協議結果を踏まえ危機管理委員会を開催し、当面の県議会としての対応について協議する。

① 執行部における災害対応の確認

- ・ 執行部における災害対応の状況について情報収集を行う。
- ・ 必要に応じ執行部に関係職員の出席を求め被害状況や執行部の対応状況等を確認・チェックする。

② 当面の議会対応の協議

- ・ 執行部の災害対応の状況等を踏まえ、県議会としての対応を協議する。

③ 執行部への提言

- ・ 危機管理委員会での協議を踏まえ被災地における情報や要望を県議会として集約し、執行部に対し必要な提言等を行う。

④ 災害対応に関する各常任委員会等との調整

- ・ 発災後に開催される定例会（臨時会）における各常任委員会や関係特別委員会等の活動内容等について調整を行う。

なお、危機管理委員会では、平常時には、山形県議会危機管理マニュアルの充実・見直しに関する検討や県議会における定期的な避難訓練の企画等を行う。

危機管理委員会(仮称)の設置と議会における災害対応の流れ

災害発生

緊急会派協議会・議会運営委員会

山形県議会危機管理委員会(仮称)

- ◆形態
常設の協議調整の場
- ◆目的
災害発生時等における県議会の危機管理対応を協議
- ◆構成(15名以内)
 - ・議長及び副議長を除く会派協議会の構成員(5名)
 - ・各常任委員会の委員長(6名)
 - ・議長が指名する議員(若干名) ※被災地選出議員など
- ◆会議
 - ・委員長及び副委員長を置き、それぞれ議会運営委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。
 - ・危機管理委員会は、委員長が招集
- ◆協議事項
 - ・災害発生時等における当面の県議会としての対応
 - ・議会对応に関する常任委員会等との調整
 - ・山形県議会危機管理マニュアルの充実・見直し
 - ・県議会における避難訓練の企画等
 - ・その他県議会の危機管理に関すること

災害発生直後(特に閉会中)

執行部(災害対策本部)

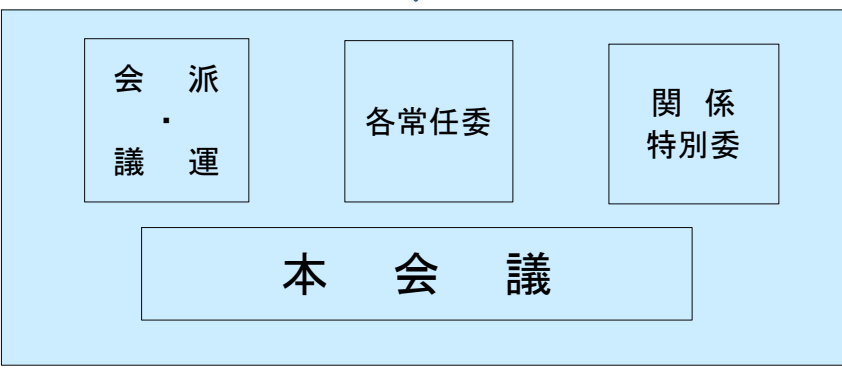
情報収集
状況説明等
提言など

県議会議員

定例会(臨時会)

策本部

状況説明、補正予算等
提言など



国・その他
意見書
要望書

必要な期間

状況説明等
提言など

〇〇災害対策特別委員会

※災害の状況に応じて設置の有無を判断

{ 調査終了・廃止 }

第2章 災害への備え

直 後 (24 時間以内)	対応決定まで (72 時間以内)	対応決定後	備 え
			○

1 予備議場の確保

議場や委員会室が使用できないときの代替議場等については、次のとおりとする。

(1) 議場が使用できないとき

- ① 議会北棟の安全が確保できるとき
 予算特別委員会（北棟5階）を使用する。
- ② 議会北棟の安全が確保できないとき
 県有施設や周辺の民間施設の会議室の使用も考慮に入れる。

(2) 予算特別委員会室が使用できないとき

- ① 議会南棟の安全が確保できるとき
 第1委員会室（南棟3階）を使用する。
- ② 議会南棟の安全が確保できないとき
 県有施設や周辺の民間施設の会議室の使用も考慮に入れる。

(3) 議会南棟の委員会室が使用できないとき

- ① 議会北棟の安全が確保できるとき
 第3会議室（北棟4階、定員55人）、第1会議室（北棟4階、定員27人）、会議室（北棟4階、定員26人）を使用する。
- ② 議会棟の安全が確保できないとき又は議会棟のみでは代替の委員会室が不足するとき
 - ア 県庁舎の701会議室（7階、定員45人）、1502会議室（15階、定員40人）の使用について、執行部と協議する。
 - イ 県庁舎の会議室が使用できないときは、県有施設や周辺の民間施設の会議室の使用も考慮に入れる。

直 後 (24 時間以内)	対応決定まで (72 時間以内)	対応決定後	備 え
			○

2 緊急通行車両の確認証明

- (1) 正副議長車ほか事務局所有の公用車（バスを含む。以下同じ。）について、緊急交通路（注1）を通行する必要があるときは、知事（危機管理課）から緊急通行車両確認証明書の交付を受けることとする。（注2）
- (2) 委員会等の調査活動を行うため、緊急交通路を通行する必要があるときは、事務局所有の公用車を使用することとする。
- (3) 議会活動のため議員の私用車を使用する必要がある場合については、山形県公安委員会において、災害の状況等を勘案のうえ、緊急通行車両確認証明書の交付の可否を判断することになるので、事務局が公安委員会に速やかに相談するものとする。

注1 公安委員会が緊急交通路の指定（交通規制の実施）を行ったときには、危機管理課にその旨通知される。危機管理課は、上記通知を県議会事務局に周知する。

注2 緊急通行車両の確認申請が集中することによる混雑を防止し、円滑な処理を図るため、山形県においては、県有車両及び災害応急対策用に県が借上等した車両については、知事が証明書を交付することとされている。（上記以外は、公安委員会が交付。）

直 後 (24 時間以内)	対応決定まで (72 時間以内)	対応決定後	備 え
			○

3 定期的な訓練の実施

- (1) 本マニュアルについて理解を深め、災害発生時に適切かつ迅速に対応することができるよう、議員及び事務局職員は、定期的に訓練を実施するものとする。
- (2) 訓練の実施に係る企画・立案は、危機管理委員会が行うものとする。

県内で震度5弱以上の地震が観測された場合、次のいずれかの通信方法により、議員自らの安否を報告してください。

安否確認システム

(スマートフォン、PCほか) : URLとQRコードのシールを貼付

(従来型携帯電話) : URLとQRコードのシールを貼付

電 話 : 023-630-2835, 2838, 3250

ファクシミリ : 023-630-2171

電子メール : ygikaisomu@pref.yamagata.jp

主要連絡先

(山形県議会事務局)

総務課 電話 : 023 - 630 - 2838 ファクシミリ : 023 - 630 - 2171

議事調査課 電話 : 023 - 630 - 2840 ファクシミリ : 023 - 630 - 2853

政策調査室 電話 : 023 - 630 - 2846 ファクシミリ : 同 上

3階受付 電話 : 023 - 630 - 3200

4階受付 電話 : 023 - 630 - 3211